Ｒｅｖ０．１

三重３３３アドレス賞規約

１．下記の条件を満たす３３３枚のＱＳＬカードを得る。
（１）県内３００か所の異なる地名において運用したアマチュア局のＱＳＬカード３００枚を得る。
（２）特定運用局３３局（回）のＱＳＬカード３３枚を得る。
①異なる地名とは、「丁目を含み、番地を除く地名をいう」
例：○○市△△町××（丁目、街区など）○○町××・大字（おおあざ）および字（あざ）が異なればすべて有効。
・過去の交信で得ているすべてのＱＳＬカードを有効とする。
（合併前後、転居、以前の運用地も有効）
②特定運用局とは、県内で運用する支部の社団局および支部が指定するイベントにおいて、予め決められた期間内の専用シールを貼ったカードを発行するサービス局を言う。
③特定運用局のＱＳＬカードは、同一運用地・バンド・モードは、２回まで有効とする。
内、ひとつでも異なれば別途カウントできる

２．移動運用局に対する規定
その移動地で１局以上と交信し、ＱＳＯ相手局へ送付するカードと同様のカードを１枚確保することで、移動運用した局自身にもポイントとなり、移動局として、このアワードを申請できる。
（異なる地名３００か所についてであって、特定運用局３３局は、別途カードが必要です）

３．移動運用局に対するお願い
（１）移動運用地の地名を、可能な限り詳しく（現地で尋ねるなどして）記載して下さい。
（２）移動地を証明するため、その移動地を特定できる表示板や対象物などの写真、あるいは地図を貼付する方法をお奨めします。

４、申請方法
申請用紙および専用ログリストは、三重県支部ホームページからダウンロード可能。
または、返信用切手￥８０を貼った封筒（例：長形３号）に受取人住所氏名を記入の上（ＳＡＳＥ）支部事務局へ請求することも可能です。

５．申請先：〒５１４－１１３８
三重県津市戸木町２０３３　冨岡方　JARL 三重県支部アワード係

６．申請に必要な書類：アワード申請書・専用ログリスト
事務手数料として未使用の郵便切手￥５００円分を同封すること

７．申請に際しての注意
（１）申請者の希望により、特記事項を付記できる。
（２）必要と認めた場合に、申請に使用したＱＳＬカードの提出を求めることがあります。